福祉技術の受験資格について

「令和7年度三重県職員採用候補者民間企業等職務経験者試験」において、試験区分「福祉技術」の受験資格となる民間企業等における職務経験に該当するものは下記のとおりです。

下記①~③の施設における相談援助業務又は直接処遇業務。具体的には下記の施設が該当します。

① 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

- 地域保健法の規定により設置される保健所
- 児童福祉法に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、 児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援 事業を行う施設
- 医療法に規定する病院及び診療所
- 身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所病院及び診療所
- 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子福祉センター
- 介護保険法に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設、地域活動支援 センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、 就労定着支援又は自立生活援助を行うものに限る。)又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を 行う施設
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センター及び女性自立支援施設
- 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

② 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設(①に掲げる施設を除く。)

- 精神科病院
- 市役所、区役所又は町村役場(精神障害者に対してサービスを提供する部署に限る。)
- 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 医療法に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

- 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 介護保険法に規定する地域包括支援センター (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 法務省設置法に規定する保護観察所又は更生保護事業法に規定する更生保護施設(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助を行うものに限る。)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は基幹相談支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)
- 上記施設に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

③ 上記①、②に掲げる施設に準ずる施設としてこども家庭庁長官が認める施設

- 児童福祉法に規定する保育所並びに都道府県及び市町村(特別区を含む)(児童家庭相談業務を行う部署に限る。)
- 放課後児童健全育成事業を行っている事業所
- 一時預かり事業を行っている事業所
- 小規模住居型児童養育事業を行っている事業所
- 家庭的保育事業を行っている事業所
- 小規模保育事業を行っている事業所
- 居宅訪問型保育事業を行っている事業所
- 事業所内保育事業を行っている事業所
- 病児保育事業を行っている事業所
- 認定こども園
- 一時保護施設
- 親子関係形成支援事業を行っている事業所
- その他の指定施設において児童又はその保護者への児童の福祉に関する相談に応じ、助言指導その他の援助 を行い、関係機関や関係者との連絡調整等を行う業務(児童の福祉に係る相談援助業務)を行っている職員

なお、以下の業務は受験資格に掲げる職務経験に該当しません。

- ・事務等の相談援助業務や直接処遇業務以外の業務が主である業務
- ・医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員としての業務
- ・学校の教員としての業務

受験資格に該当するか否かの判断が難しい場合は、三重県人事委員会事務局(059-224-2932)まで お問い合わせください。